「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

<table>
<tr><td>許認可等の名称</td><td colspan="2">堺市霊園の墓地の変更</td></tr>
<tr><td>根拠条例等・条項</td><td colspan="2">堺市霊園条例（以下「条例」）第18条の2</td></tr>
<tr><td>所　　管　　課</td><td colspan="2">建設局　公園緑地部　泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）</td></tr>
<tr><td>審　査　基　準</td><td colspan="2">１．堺市霊園使用(変更)許可申請書に市長が必要と認める書類を添えて申請しているか。
（同条例施行規則第10条第2項）

２．同条例施行規則第10条第1項に規定する特に変更する理由がある場合と認められるか。

（同条例施行規則第10条第1項抜粋）
(1)使用者が祖先の祭祀を行うために複数の墓碑等を建立するため、現在使用許可を受けている墓地より面積の大きな墓地を必要とする場合
(2)前号に掲げる場合のほか、特に墓地の変更をする必要があると認める場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>標準処理期間を設定できない理由</td><td>変更を行う理由、変更する墓所を確定させることに多大な時間を要することがあるため</td></tr>
</table>